

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

埋伏歯抜歯の算定要件と 抜歯中止の取り扱いについて

埋伏歯抜歯の算定要件や抜歯中止になった際の請求について解説する。算定要件を確認の上、算定漏れのないようご注意ください。

患者：28歳・女性
 主訴：左下の奥歯が腫れて痛い。口が開けづらい。
 所見： $\overline{8}$ 水平埋伏智歯を原因とするPericoおよび開口障害がみられる。
 傷病名： $\overline{8}$ Perico, HIT 注①

月日	部位	療法・処置	点数
4月15日		初診	234
		$\overline{8}$ 部歯肉の腫脹を認める。開口障害 (+)	/
	$\overline{8}$	パノラマX-Ray パ電 注②	402
		歯冠部が2/3以上骨性埋伏の水平埋伏智歯。注③	/
		歯根は2根認められ、近心根の根尖が下顎神経に近接している可能性あり(他所見略)。	/
		歯管	110
		継続管理の同意を得る。抜歯術式、術後の疼痛と腫脹、稀に下口唇付近に痺れがでる可能性を説明し、消炎後の抜歯の同意を得る。	/
		SP (H ₂ O ₂ +ネオステリングリーン)	/
		処方せん(処方内容 略)	68
4月18日		再診	45
		$\overline{8}$ 部歯肉の炎症消退。開口状態良好。	/
		全身状態良好であり、本日抜歯可能と判断。	/
	$\overline{8}$	伝麻 (OA+歯科用キシロカインC t 1.8ml)	42+7
		浸麻 (歯科用キシロカインC t 1.8ml)	/
		抜歯(水平埋伏智歯) 注③・④	1,050+100
		歯肉切開・剥離後、骨削。タービンバーで歯冠分割し、歯冠摘出。その後ヘーベルで歯根の脱臼を試みるも、完全脱臼せず。患者が下口唇にかけて鋭い痛みを訴えたため、抜歯中止。	/
		X-Ray (D) 1F 電 (術中確認)	48
		歯冠部に像はなく、歯冠は完全に摘出されている。	/
		数カ月経過観察し、歯根の近心移動を待ってから、再度抜歯を行うことを説明し、同意を得る。	/
		生食にて洗浄し、縫合2糸。圧迫止血。	/
		処方せん(処方内容 略)	68

7月28日		再診	45
	$\overline{8}$	痛みや違和感などの訴えなし。	/
		X-Ray (D) 1F 電	48
		歯根が近心移動し、根尖は下顎神経から離れている。歯牙は骨性の埋伏歯である。注⑤	/
		再度抜歯を行うことを説明し、同意を得る。	/
		伝麻 (OA+歯科用キシロカインC t 1.8ml)	42+7
		浸麻 (歯科用キシロカインC t 1.8ml)	/
		抜歯(水平埋伏智歯) 注⑤	1,050+100
		歯肉切開・剥離後、ラウンドバーにて歯根分割し、ヘーベルにて歯根脱臼させ、抜歯。生食で洗浄し、2針縫合。圧迫止血。	/
		歯管	110
		処方せん(処方内容 略)	68

《解説》

注① 水平埋伏智歯の埋伏歯抜歯(1,050点)を算定する際の病名は、算定要件より「HET」(水平智歯)病名ではなく、「HIT」(水平埋伏智歯)となる。埋伏歯抜歯(1,050点)の算定要件(注③)から、「Perico」病名のみは病名としては不正確と思われる。

注② レセプト摘要欄に、開口障害によるパノラマ撮影などパノラマ撮影を行った理由を記載することが望ましい。

注③ 埋伏歯抜歯(1,050点)の算定要件は下記の通り。なお、算定要件に該当しない場合は、普通抜歯(乳歯130点、前歯150点、臼歯260点)か、難抜歯の算定要件に該当している場合は難抜歯(470点)により算定する。

区分	算定要件等
埋伏歯抜歯 (1,050点)	骨性の完全埋伏歯または歯冠部が2/3以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯の場合に算定する。 なお、下顎完全埋伏智歯または下顎水平埋伏智歯を抜歯した場合は、1,050点に100点を加算する。

注④ 埋伏歯抜歯時に完全抜歯が困難になり、やむを得ず抜歯を途中で中止した場合、埋伏歯抜歯(1,050点)が算定できる。また下顎水平埋伏智歯の抜歯を途中で中止した場合は、100点の加算も算定できる。レセプト摘要欄には、長時間普通以上の苦心にも関わらず抜歯が不成功に終わった旨を記載する。

参考：抜歯中止の取り扱い

	抜歯中止のケース	算定できる点数	レセプト摘要欄
①	抜歯の術前処置として術野の消毒・麻酔を行い、抜歯の態勢に入ったが、患者の急変で抜歯を中止した場合	麻酔料(浸麻、伝麻) + 麻酔薬剤料	抜歯を中止したことを記載
②	患者の急変でやむを得ず抜歯を途中で中止した場合	普通抜歯(乳歯130点、前歯150点、臼歯260点)	長時間普通以上の苦心にもかかわらず抜歯が不成功に終わった旨を記載
③	難抜歯または埋伏歯抜歯において完全抜歯が困難になり、やむを得ず抜歯を中止した場合	難抜歯(470点) 埋伏歯(1,050点※1)	

※1: 下顎水平埋伏智歯の抜歯を中止した場合、100点の加算も算定できる。

注⑤ 抜歯を中止した後に改めて抜歯を行った場合は、別途抜歯の点数を算定できる。その際、埋伏歯の算定要件を満たしている場合は、埋伏歯抜歯(1,050点)を算定できる。

* 実態に即してご請求下さい *